

令和3年度

与謝野町財政援助団体等監査報告書

令和3年11月

与謝野町監査委員

令和3年度財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 公の施設 与謝野町生産物特産加工販売施設（ちんざん）
指定管理者 有限会社明人夢村
所管課 農林課

(2) 公の施設 大内峠一字観公園
指定管理者 大内峠一字観公園有限責任事業組合
所管課 観光交流課

(3) 公の施設 与謝野町立阿蘇霊照苑
指定管理者 株式会社セレモニーまつだ
所管課 住民環境課

3 監査の種別 公の施設指定管理者監査

4 監査の範囲 令和2年4月1日から令和3年10月31日までに執行された公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務の執行

5 監査の実施日時・場所 令和3年11月8日（月）

(1) 与謝野町生産物特産加工販売施設（ちんざん）
農林課ヒアリング（場所 加悦庁舎行政委員会室）
午前10時29分～11時07分
有限会社明人夢村との意見交換（場所 ちんざん）
午前11時25分～午後0時13分

(2) 大内峠一字観公園（場所 大内峠一字観公園）
午後2時09分～午後3時20分

(3) 与謝野町立阿蘇霊照苑（場所 与謝野町立阿蘇霊照苑）
午後3時34分～午後4時25分

6 監査の主眼及び実施方法

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、所管課及び指定管理者の関係書類の監査を行うとともに、所管課長等及び指定管理者から事業概要について聴取を行った。

7 監査結果

(1) 公の施設 与謝野町生産物特産加工販売施設（ちんざん）（所管課 農林課）

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。関係諸帳簿の整理も丁寧にされており評価する。

コロナ禍でやむを得ず食堂は閉鎖されているが、加工品の生産、販売を継続し、地域の活性化に寄与されている。また、加工品の販売先確保や経費節減に努め、指定管理料を受領せずに経営をされており高く評価する。

高齢化の問題点があり、今後の後継者問題について会社内で協議されることが望ましい。

町の予算上の制約があるものの、修繕等は適宜、適切に行う必要がある。

(2) 公の施設 大内峠一字観公園（所管課 観光交流課）

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は適正かつ効率的に処理されており、特に問題はなかった。関係諸帳簿の整理が丁寧にされており評価する。

コロナ禍で集客が厳しい状況であるが、他のサービスとの連携を図るなど、ニーズを捉えながらサービス向上に努められている。

また施設の環境面においても清掃が行き届き、安心安全な施設運営に取り組みられていることも評価する。

事業計画を立て着実に事業を推進されており評価する。

平日の集客確保については、利用客増となるような取組みを検討し、集客に繋がるよう努力されたい。

町の予算上の制約があるものの、施設の防災上の観点から、施設の耐震性などについて評価（検査）する機会を設け、より安心安全に運営できるよう可能な限り点検をする必要がある。

(3) 公の施設 与謝野町立阿蘇霊照苑（所管課 住民環境課）

管理者は毎日業務の始業前、始業後に会社本部へ出向き本部とのヒアリングを実施されており評価する。

所管課は毎月のモニタリングを通じ、施設運営について管理者と協議されていることを評価する。今後は残高試算表の提示を求める等、経営状況の把握にも努められたい。